

告示

埼玉県告示第千四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
西本眼科	三郷市彦成三―一―一七―一〇三	令和二年十月三十一日
しらさき眼科医院	北足立郡伊奈町大針八四七―一	平成三十一年四月三十日
医療法人社団宏友会 栗原整形外科	朝霞市幸町一―一三―七	令和二年十月三十一日
救護施設育心寮診療部	入間郡毛呂山町前久保南一―六―二六	令和二年十一月一日
小手指医院	所沢市北野新町一―九―七	令和二年八月三十一日
みやざき眼科	東松山市東平九三二―三	令和二年十月三十一日
久保クリニク	加須市琴寄三〇四―二	令和二年十月三十一日
大和田歯科医院	久喜市本町一―二―四五	平成二十九年七月十二日

程吉 千知	氏名	住所		施 術 所	廃止年月日
		名称	所在地		
株式会社アメニテさいたま市見沼区東 イサービスさいたま大宮四―二六―三― ま営業所 二〇一					令和二年十一月二 日

二 指定施術機関

青葉薬局	春日部市南二―六―二八	令和二年十月三十 一日
のぞみ薬局	三郷市幸房四七六―一二 二	令和二年十月三十 一日
さんくす薬局原市店	上尾市原市中三―一―八	令和二年十月三十 一日
フラワー・ブロス マ―ガレット薬局	草加市金明町五一六―一―二 二	令和二年十月三十 一日
エミカ薬局	和光市諏訪四―一―一	令和二年十月三十 一日
アサヒ調剤薬局	狭山市中央四―二六―八	令和二年十月三十 一日
深谷スマイル薬局	深谷市萱場三八―三 三	令和二年十月三十 一日
ナカマチ薬局	坂戸市仲町九―一 一	令和二年十月三十 一日